

枚方市議会定例会議案書

(令和4年9月定例会)
(追加①)

目 次

議案第46号 訴え(控訴)の提起について

・・・ 1

議案第46号

訴え（控訴）の提起について

次のとおり訴え（控訴）を提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）9月13日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

控訴人 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
代表者 枚方市長 伏見 隆

被控訴人 大阪市中央区大手前2丁目1番22号
大阪府
代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会
代表者会長 小林 正 啓

2. 事件名

大阪地方裁判所令和2年（行ウ）第174号救済命令取消請求事件についての控訴事件

3. 事件の概要

本市は、これまで、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可の手续をとって、枚方市職員労働組合に対し、枚方市職員会館の一部を同組合の事務所としてその使用を許可してきたが、その使用を巡って本市が同組合に対して行った行為の中に、労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第2号（団体交渉の拒否）又は同条第3号（組合への支配介入）の不当労働行為があったとして、同組合は、平成31年1月18日及び令和元年7月8日に、大阪府労働委員会に対して救済の申立て（事件名：平成31年（不）第2号事件及び令和元年（不）第18号併合枚方市事件）を行った。

この救済の申立てを受けて、本市は、大阪府労働委員会において、行政財産の管理権に基づく本市の行為の正当性を主張し、争っていたところであるが、令和2年11月30日付けで、同委員会において、本市の行為の一部が不当労働行為として認定され、救済命令が発せられたことから、同年12月25日に大阪地方裁判所に対して、その取消しを求める訴えを提起した。

今般、令和4年9月7日に、大阪地方裁判所から4記載の判決の言渡しがあった。

4. 判決内容

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は原告の負担とする。

5. 控訴理由

判決内容は本市の主張が認められていないものであり、不服であるため、控訴して争っていくものである。

6. 訴訟遂行の方針

訴訟遂行に当たっては、次の者を本市訴訟代理人とする。

大阪市北区西天満2丁目9番14号 北ビル3号館505号

弁護士 仲田 哲